

行政制度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分類	1	上(簡易)水道料金
分科会	1	上水道分科会	調整項目	10	延滞金

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	水道係	担当者名	

現況		調整方針	備考		
記載事項	中条町			黒川村	
納期限後に納付する料金に係る延滞金	<p>給水装置使用者又は管理人は、納期限後に料金を納付する場合には、当該金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p> <p>延滞金の確定額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p>	該当なし	中条町の例による。		
関係法令等	中条町給水条例	財政への影響額 単位：千円			
			予算額	調整後見込額	影響額(増減)
		中条町	50	50	0
		黒川村	0	20	20
		計	50	70	20
備考 平成15年度当初予算ベース					